

平成 25 年 8 月 5 日
東京電力株式会社

産業廃棄物処理業者さまに対する賠償のご案内

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「本件事故」）により、産業廃棄物処理業者の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

このたび、弊社では「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成 23 年 8 月 5 日、原子力損害賠償紛争審査会）」（以下、「指針」）等を踏まえ、産業廃棄物処理業者さまに対する賠償（検査費用および追加的費用）の考え方を以下のとおりお示しするとともに、ご請求手続きのご案内の準備が整いましたのでお知らせいたします。

（別紙とともにご一読ください。）

1. 対象となる方

○以下の①および②の双方に該当する方が対象となります。

- ①「本件事故」発生時に、福島県（「避難等対象区域」^{※1}を含む）以外の地域において、事業を営む、または営んでいた、個人事業主および法人の方
- ②「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「特措法」）および「政府指示等」^{※2}で指定された 16 都県^{※3}から排出された廃棄物を扱う収集・運搬業者の方、中間処理業者の方、最終処分業者の方

※1 福島県に事業所を有する方のうち、避難等対象区域内にて事業を営むまたは営んでいた個人事業主および法人の方につきましては、引き続き「避難等対象区域の法人さま・個人事業主さま」としてご請求下さい。また、避難等対象区域外に事業所を有する方につきましては、「サービス等業者さま」としてご請求をお願いいたします。

※2 「産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査について（要請）」
（平成 23 年 7 月 5 日環境省発信文書）

※3 別紙「【1】対象となる産業廃棄物、発生地域および対象期間」および「【2】対象となる発生地域」をご参照下さい。

2. 対象となる損害

○16 都県から排出された産業廃棄物について、「特措法」・「政府指示等」で指定された、または引取先等からの要請^{※1}にもとづき実施を余儀なくされた、処理に係る必要かつ合理的な範囲の検査費用および検査費用以外の追加的費用を賠償させていただきます。

賠償項目	費目	具体的内容
放射線検査費用	検査委託費	○検査機関への検査委託費
追加的費用	追加支出	○証明書類発行費 ○検査のために自ら購入した消耗品費等 (検体採取容器・検体収納容器の購入費、検体配送費) ○管理及び整備に係る保管費用等 ※2※3 ○シンチレーション式サーベイメーターの購入費 ○特定産業廃棄物の一時保管に係る掲示版設置費 ※2
	増分費用 ※2	○交通費の増加分 ○覆土等実施に係る土壌の追加購入費 ○法令等により必要となった放射線対策費用

※1 引取先または地方公共団体からの要請については、要請の状況がわかる資料(引取先または地方公共団体からの要請文等)をご提出いただき、内容を確認させていただきます。

※2 100Bq/kg 超の放射性物質が検出された場合に対象となります。

※3 中間処理により生じた廃棄物について、引取先が受入を拒否したことによって負担を余儀なくされた一時保管費用が対象となります。

○上記以外でも「本件事故」と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

○「本件事故」に伴う取引単価の上昇により、追加的支出のご負担が「本件事故」に起因して得られた部分を上回る場合にご請求いただけます。取引の状況等により、追加的支出のご負担の状況について確認させていただく場合がございます。

(別紙「【5】ご請求にあたってのご留意事項」をご参照下さい。)

○下記の費用につきましては、賠償対象外とさせていただきます。

- ・取引先との交渉や調整に係る費用(取引先への移動に係る交通費等)
- ・「本件事故」に関連する説明会費用(開催費、講師への謝礼、参加費用等)
- ・放射線測定器の維持管理費用(稼動に要する消耗品、校正費等)

3. 賠償対象期間

賠償対象期間の終期につきましては、改めてお知らせいたします。

4. ご請求書類の受付

ご請求につきましては、弊社所定のご請求書類にて受け付けさせていただきます。

誠にお手数ですが、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

- 福島原子力補償相談室(コールセンター) 0120-926-404 (午前9時~午後9時)

以上

【6】ご提出いただく書類の例

確認させていただく事項	ご提出いただく書類
平成23年3月11日時点で「産業廃棄物取扱業者」であること	・各都道府県知事の許可証等
ご請求対象期間に「特措法」「政府指示等」指示対象16都県から排出された廃棄物を取り扱っていること	・マニフェスト
基準年度および比較期間の取引単価	・売上上位順に5社の委託契約書、取引単価覚書、排出者への請求書等
比較期間に係る売上高	・比較期間を含む期間の確定(税務)申告書 ・比較期間の毎月の売上高がわかる資料

上記書類については、コピーをご用意ください。

【7】Q&A

- Q1** 「特定産業廃棄物」と「特定一般廃棄物」の両方を扱っている。「特定一般廃棄物」に係る検査費用も請求可能か。
- A1** 「特措法」にもとづいて実際にご負担された検査費用・追加的費用につきましては、「特定一般廃棄物」に係る分についても、「特定産業廃棄物」と同様にご請求いただけます。
- Q2** 廃棄物の排出者や上下水処理等副次産物取扱事業者は請求可能か。
- A2** 今回、ご案内の請求書は廃棄物の処理業者さまを対象とさせていただいております。対象とさせていただいていない方につきましては、個別にご事情を伺わせていただきますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
- Q3** 特定産業廃棄物処理施設の費用も対象となるか。
- A3** 「特措法」にもとづき実施を余儀なくされた検査等にかかる費用は対象となります。
- Q4** 引取先または地方公共団体との伝達が口頭である等、事情を証明する資料がない場合はどのようにすればよいか。
- A4** ご請求書にご事情を記載いただくか、またはご事情を記載いただいた文書をご提出ください。

産業廃棄物処理業者さまに対する賠償のご案内(別紙)

東京電力株式会社

【1】対象となる産業廃棄物、発生地域※1および対象期間

ご請求される検査費用・追加的費用が、「特措法」および「政府指示等」で指定された期間に、対象となる都県から排出された以下の産業廃棄物の処理に係る支出に該当するかご確認ください。

○「政府指示等」(平成23年3月11日～12月31日)

施設の種類の	廃棄物種類	岩手	秋田	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	新潟	長野	静岡
水道施設	脱水・乾燥汚泥			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公共下水道施設	ばいじん/焼却灰/焼え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	脱水汚泥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
集落排水施設	脱水・乾燥汚泥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業用水道施設	脱水・乾燥汚泥			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃棄物処理施設	ばいじん/焼却灰/焼え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-	廃稲わら/廃堆肥	地域制限無し※2															
-	対象となる廃棄物の処理物	地域制限無し															

○「特措法」(平成24年1月1日以降)

施設の種類の	廃棄物種類	岩手	秋田	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	新潟	長野	静岡
水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)			○		○	△	○	△	△	△				△		
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)			△		○	△	△	△	△	△	△			△		
公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)※3	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る。)					○	△	△	△	△	△	△	△				
	流動床炉以外から生ずるばいじん					○	○	○	○	○	○	○	○				
公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設)※3	脱水汚泥					○		△									
工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥			△		○	△	○	△	△	△	△			△		
廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	△		△	△	○	△	△		△	△	△					
	ばいじん	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥					△											
-	廃稲わら/廃堆肥	地域制限無し※2															
-	特定産業廃棄物及び特定一般廃棄物の処理物	地域制限無し															

△:平成24年12月9日以降は、該当する都県の施設から生じる廃棄物のうち、平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかな廃棄物の処理については対象外となります。

※1東京都と新潟県につきましては、島しょ部を除きます。

※2平成24年12月9日以降は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県以外の都道府県から生じる廃棄物の処理については対象外となります。

※3平成24年12月9日以降は、分流水下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は除きます。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、分流水下水道由来の汚泥を焼却したことにより生じたものも含まれます。

※4上記以外で「本件事故」と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

お問い合わせ先

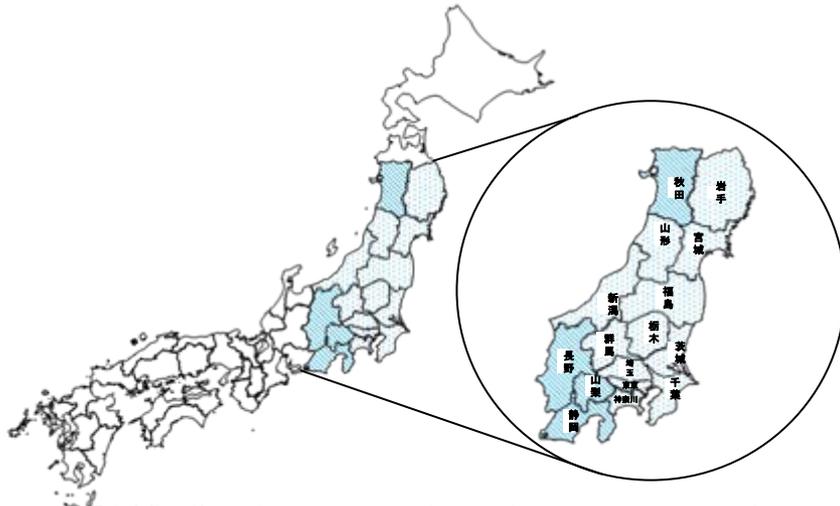
東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

電話 **0120-926-404**

(受付時間/9:00~21:00)

[2] 対象となる発生地域

ご請求される検査費用・追加的費用が、「特措法」および「政府指示等」で指定された期間に、以下の対象となる都県から排出された産業廃棄物であるかご確認ください。



「政府指示等」: 12都県(上図 〰️ の都県)及び4県(上図 〰️ の県)の16都県
「特措法」: 12都県(上図 〰️ の都県)

[3] 対象となる損害の代表例

収集・運搬業者さま

- 「特措法」にもとづいた放射能濃度が8,000Bq/kg以下の「特定産業廃棄物」の積替え時における一時保管を示す掲示板の設置費
【「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」(以下、「特措法規則」)第31条第1項第1号】

中間処理業者さま

- 「特措法」にもとづいた放射能濃度が8,000Bq/kg以下の「特定産業廃棄物」の焼却処理にかかる排ガス、放流水、空間線量率測定にかかる外部検査機関への検査委託費【「特措法」第24条第1～2項、「特措法規則」第35条第1項第1～2号】
- 「特措法」にもとづいた、中間処理時にかかる放射能濃度が8,000Bq/kg以下の「特定産業廃棄物」の一時保管を示す掲示板の設置費
【「特措法規則」第31条第1項第1号】

最終処分業者さま

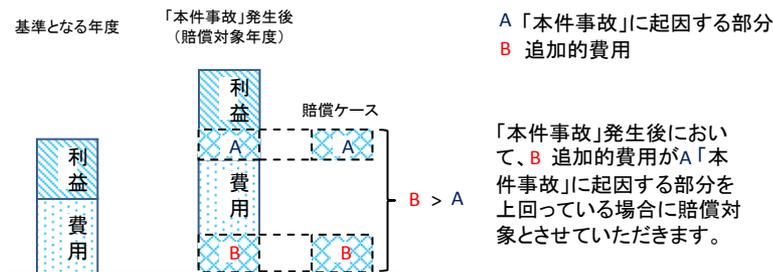
- 「特措法」にもとづいた放射能濃度が8,000Bq/kg以下の「特定産業廃棄物」の最終処分にかかる地下水、空間線量率測定にかかる外部検査機関への検査委託費
【「特措法」第24条第1～2項、「特措法規則」第35条第1項第1～2号】
- 「特措法」にもとづいた放射能濃度が8,000Bq/kg以下の「特定産業廃棄物」の埋め立て処分にかかる掲示板の設置費【「特措法規則」第31条第1項第1号】

[4] 対象とならない損害の代表例

事業者さま共通

- 設備取得等資産取得に係る支出は賠償対象外とさせていただきます。ただし、「特措法」等で必要となる外部検査機関への放射線量検査委託費が高額になるために取得した放射線測定器につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償対象とさせていただきます。
- 放射線測定器の維持管理費用(稼動に要する消耗品、校正費等)は賠償対象外とさせていただきます。

[5] ご請求にあたっての留意事項



「指針」においては、「本件事故」により原子力損害を被った方が、同時に本件事故に起因して損害と同質性がある利益を受けたと認められる場合には、その利益の額を損害額から控除すべきものとされています。

○賠償における考え方

「本件事故」により追加的費用の支出をされた場合でも、同一の原因(「本件事故」)による取引単価の上昇等により、収入が増加されている場合には、実質的な負担を免れていることも想定されますので、「指針」の考え方にしたがって、追加的費用が「本件事故」に起因して得られた部分を上回る場合に賠償対象とさせていただきます。

○取引単価の上昇等について

「本件事故」以降、放射性物質の汚染を懸念した処分場等の忌避にともなって取引単価の上昇も確認されております。そのため、基準となる年度と「本件事故」発生後の取引単価を比較し、取引単価の上昇の有無を確認させていただいております。取引単価の上昇は、取引先1社にとどまらず生じうるため、「本件事故」前後における売上上位5社の取引単価の比較をさせていただきます。

今回のご請求書では、「本件事故」による取引単価の上昇部分を上回る場合に、ご請求いただけます。なお、取引単価の上昇が見られる場合でも、「本件事故」以外の理由※がある場合には、当該理由を確認のうえ、お取り扱いを判断させていただきます。

※「本件事故」以外の理由がある場合とは、お取扱い廃棄物が、検査結果やマニフェスト等により「本件事故」の影響のない廃棄物であることが確認できる場合や、「特措法」の対象都県外からの廃棄物と判明する場合等が該当します。